

令和2年12月3日
住宅政策本部

東京ささエール住宅の登録の事務を支援する取組みを行います

東京都及び東京都居住支援協議会※1は、住宅の確保に配慮が必要な方の入居を拒まない民間賃貸住宅（東京都の愛称：東京ささエール住宅※2）の登録促進に取り組んでいます。

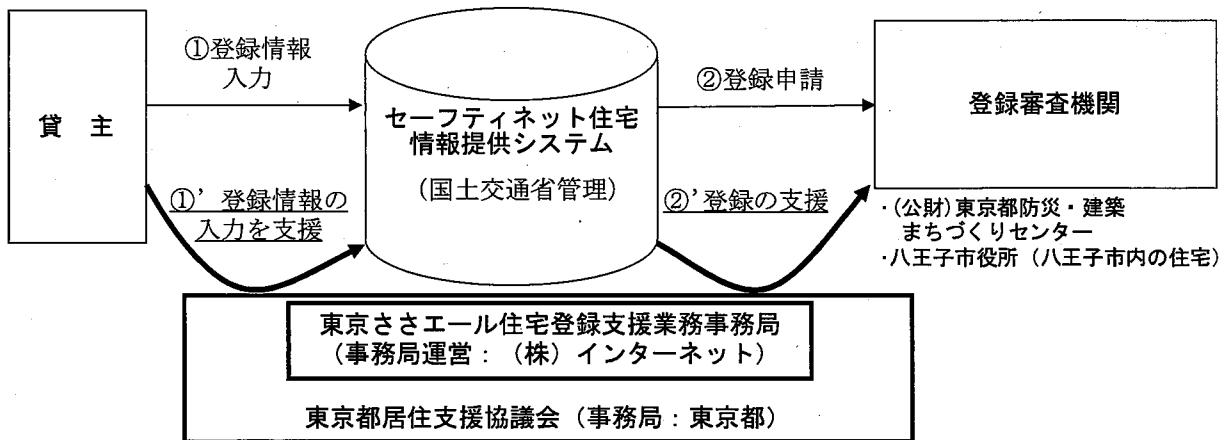
このたび、東京ささエール住宅として登録を希望する際に必要な「セーフティネット住宅情報提供システム」への入力事務を期間限定で支援します。

事業の概要：東京ささエール住宅として登録する際、「セーフティネット住宅情報提供システム」へ登録情報を入力する必要があります。
東京都及び東京都居住支援協議会では、貸主が行う入力事務を支援する新たな取組みを始めます。※3

登録支援対象者：東京ささエール住宅として登録を希望する賃貸住宅の貸主

費用：無料

受付期間：令和2年12月3日（木曜日）から令和3年2月19日（金曜日）まで
ただし、受付は、新規に登録する住戸で4,000戸まで



本件は、「『未来の東京』戦略ビジョン」を推進する先導的事業です。

戦略7 「住まい」と「地域」を大切に作る戦略 人や地域に着目した住生活充実プロジェクト

(お問い合わせ先)

住宅政策本部 住宅企画部 企画経理課 調査担当

直通 03-5320-4932

受付方法 : 以下の事務局まで、受付に必要な書類を郵送又は電子メールでお申し込み
ください。

東京ささエール住宅登録支援業務事務局

(事務局運営：(株) インターネット)

〒151-0066 東京都渋谷区西原2-32-6 UTSビル西原2階

電話 03-6804-9141

電子メール tokyo-sntouroku(at)internet-co.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数ですが、(at)を@に置き換えてご利用ください。受付に必要な書類など詳しくは、以下の住宅政策本部ホームページをご覧ください。

(住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度)

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/chintaitorokuseido.html

- ※1 居住支援協議会は、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対して、住宅情報の提供等の支援を実施する組織です。東京都居住支援協議会は、広域的な立場から区市町村による協議会の設立促進・活動支援や広く都民への啓発活動などを実施するため、平成26年6月に設置した組織であり、東京都がその事務局となっています。
- ※2 東京ささエール住宅は、住宅の確保に配慮が必要な方の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の東京都独自の愛称です。
- ※3 国土交通省所管「共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業」の補助を活用し、東京都居住支援協議会（事務局：東京都）が補助対象期間中に行う新たな取組みです。

不動産業者及び賃貸住宅のオーナーの皆様

是非、ご検討ください！

「東京ささエール住宅」の登録を支援します！

東京都及び東京都居住支援協議会では、住宅の確保に配慮が必要な方の入居を拒まない民間賃貸住宅（東京都の愛称：東京ささエール住宅）の登録促進に取り組んでいます。

東京ささエール住宅として登録する際は、「セーフティネット住宅情報提供システム」へ住宅や事業者などの情報を入力する必要がありますが、不動産業者様や賃貸住宅のオーナー様が行う入力事務を支援します。

対象者：賃貸住宅の貸主

費用：無料

受付方法：以下の事務局まで、必要書類を郵送又はメールで、お申し込みください。

- ・登録支援依頼書 兼 誓約書（ホームページよりダウンロード）
- ・賃貸募集情報、間取り図等

**店頭に掲示の募集情報等で
申し込み可能です**

受付期間：令和3年2月19日（金曜日）まで
（新規に登録する住戸で、4,000戸まで）

申込先：**東京ささエール住宅登録支援業務事務局**

（事務局運営：（株）インターネット）

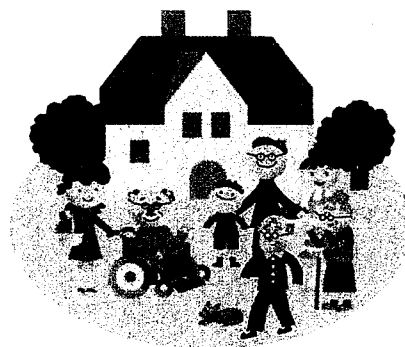
住所 〒151-0066

東京都渋谷区西原 2-32-6

UTSビル西原2階

電話 03-6804-9141

電子メール tokyo-sntouroku@internet-co.jp



⇒ 詳しくは、以下のホームページをご覧ください。

（住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度）

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/chintaitorokuseido.html

（お問い合わせ先）

【東京ささエール住宅の登録制度に関すること】

住宅政策本部 住宅企画部 民間住宅課 住宅セーフティネット担当

（直通）03-5388-3320

【東京都ささエール住宅の登録の支援に関すること】

住宅政策本部 住宅企画部 企画経理課 調査担当

（直通）03-5320-4932

※東京ささエール住宅は、住宅の確保に配慮が必要な方の入居を拒まない民間賃貸住宅（セーフティネット住宅）の東京都独自の愛称です。

※登録しようとする住戸が、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したものである場合は、建築基準法上の新耐震基準を満たしているか確認できる書類が必要です。